

## ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

〔農業協同組合法施行規則 第204条第1項 より〕		〔記載項目〕
イ	組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
(1)	業務の運営の組織	I-3- (1)
(2)	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3- (4)
(3)	事務所の名称及び所在地	I-3- (5)
(4)	当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する次に掲げる事項	I-3- (8)
(i)	当該特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地	
(ii)	当該特定信用事業代理業者が当該組合のために特定信用事業代理業を営む営業者又は事務所の所在地	
ロ	組合の主要な業務の内容	I-2
ハ	組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
(1)	直近の事業年度における事業の概況	II-1- (1)
(2)	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	II-1- (2)
(i)	経常収益（第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	
(ii)	経常利益又は経常損失	
(iii)	当期剰余金又は当期損失金	
(iv)	出資金及び出資口数	
(v)	純資産額	
(vi)	総資産額	
(vii)	貯金等残高	
(viii)	貸出金残高	
(ix)	有価証券残高	
(x)	単体自己資本比率	
(xi)	農協法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(xii)	職員数	
(3)	直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第4の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項	III-2, 3, 4, 7
〔別表第4〕		
	項目	記載事項
主要な業務の状況を示す指標	1	事業粗利益及び事業粗利益率
	2	資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支
	3	資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや
	4	受取利息及び支払利息の増減
	5	総資産経常利益率及び資本経常利益率
	6	総資産当期純利益率及び資本当期純利益率
貯金に関する指標	1	流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高
	2	固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高
貸出金等に関する指標	1	手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
	2	固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
	3	担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証
	4	用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高
	5	主要な農業関係の貸出実績
	6	業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
	7	貯貸率の期末値及び期中平均値
有価証券に関する事項	1	商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分をいう。）の平均残高
	2	有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国国債及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高
	3	有価証券の種類別の平均残高
	4	貯証率の期末値及び期中平均値
ニ	組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	
(1)	リスク管理の体制	I-5- (1)
(2)	法令遵守の体制	I-5- (2)
(3)	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	I-4- (4)
(4)	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに次に定める事項	
(i)	指定信用事業等紛争解決機関（法第92条の8第1項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この（4）において同じ。）が存在する場合 当該組合が法第11条の77第1項1号に定める手続き実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の照合又は名称	I-5- (3)

<p>ホ 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書</p> <p>(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(i) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金</p> <p>(ii) 延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、(i)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外をいう。以下同じ。）に該当する貸出</p> <p>(iii) 3か月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（(i)及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金</p> <p>(iv) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(i)から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金</p> <p>(3) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額（※当JAは該当無し）</p> <p>(4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項</p> <p>(5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益</p> <p>(i) 有価証券</p> <p>(ii) 金銭の信託</p> <p>(iii) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）（※当JAは該当無し）</p> <p>(iv) 金融等デリバティブ取引（※当JAは該当無し）</p> <p>(v) 有価証券店頭デリバティブ取引（※当JAは該当無し）</p> <p>(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額</p> <p>(7) 貸出金償却の額</p>	<p>II-2 III-5</p> <p>該当なし</p> <p>I-6 III-8</p> <p>III-4- (10) III-4- (11)</p>
<p>〔金融庁告示 農林水産省告示 第四号（平成19年3月23日）に規定する「自己資本の充実の状況」第2条より〕</p> <p>1. 定性的な開示事項</p> <p>一 自己資本調達手段の概要</p> <p>二 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>三 信用リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）</p> <p>(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p> <p>八 農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）第1条の6第5項第3号に掲げる出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>九 金利リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 組合が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>2. 定量的な開示事項</p> <p>一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額</p> <p>(1) 出資金、回転出資金及び資本準備金</p> <p>(2) 利益剰余金</p> <p>(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの</p> <p>(4) 自己資本比率告示第4条第1項第1号から第3号までの規定により基本的項目から控除した額</p> <p>(5) 自己資本比率告示第4条第1項第4号の規定により基本的項目から控除した額</p> <p>ロ 自己資本比率告示第5条に定める補完的項目の額</p> <p>ハ 自己資本比率告示第6条に定める控除項目の額</p> <p>ニ 自己資本の額</p>	<p>〔記載項目〕</p> <p>I-6- (2) I-6- (2)</p> <p>I-5 V-3- (1)</p> <p>V-4- (1) 該当なし</p> <p>V-7- (1)</p> <p>V-8- (1)</p> <p>V-1</p>

二	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	V-2
イ	信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	V-3 (2) ~
(1)	標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	V-3 (5)
ニ	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額	
(1)	基礎的手法	
ホ	単体自己資本比率及び自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	
ヘ	自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に4%を乗じた額	
三	信用リスクに関する次に掲げる事項	
イ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	
ロ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
(1)	地域別	
(2)	業種別又は取引相手の別	
(3)	残存期間別	
ハ	3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
(1)	地域別	
(2)	業種別又は取引相手の別	
ニ	一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	
(1)	地域別	
(2)	業種別又は取引相手の別	
ホ	業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	
ヘ	標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第6条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第101条及び第110条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	
四	信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	V-4 (2)
イ	標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額	
(1)	適格金融資産担保	
ロ	標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額	
五	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	V-5
六	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	V-6
七	出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	V-7 (2) ~
イ	貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	V-7 (5)
(1)	上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」）	
(2)	上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	
ロ	出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
ハ	貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	
ニ	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
八	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	
九	金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	V-8